

令和5年6月1日

令和5年度ふくしまの未来を創るFukurum基金事業募集要領

1 事業の目的

東日本大震災及び原子力災害の影響による福島県産品の風評払拭に向け、福島県内の高等学校以上の学校や学生が組織する団体が行う、県産品の風評払拭や販路開拓・拡大等に関する取組を支援します。

2 募集対象者

県内の学校（※1）又は学生が組織する団体（※2）

なお、同じ学校でも実施者が異なれば申請を可能とします。

（※1）学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、短期大学、大学 等

（※2）学生が組織する団体：部活動・サークル・同好会・ゼミ 等

3 採択枠

一般枠、特別支援学校枠（合計で最大6団体）

4 応募に当たっての注意事項

（1）商品として販売するために地域企業等と連携して取り組む計画としてください。

（2）関係法令等に適正に対応するため、消費期限や原材料の表示、アレルギーの表示等について具体的な方策を検討してください。

5 補助内容

（1）補助対象事業

補助対象事業は、県産品の新商品開発や販路拡大に関する事業とします。

ただし、補助金の対象となる経費（別表）が10万円以上の事業とします。

（2）事業実施期間

補助決定日から令和6年1月31日（期間内に事業を終了（支払含む））までとします。

（3）補助額

補助上限額 50万円

（4）補助対象経費

旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金（別表参照）

6 募集申請書類の提出について

（1）提出方法

申請される方は、提出書類を作成の上、郵送（※必着）により提出してください。

（注）持参、FAX及び電子メールによる提出は受けません。

(2) 提出書類

①補助金交付申請書及び収支計画書（第1号様式）（注1）

②推薦書（第2号様式）（注2）

（注1）申請書（第1号様式）には「商品開発」の場合、事業概要に「商品の今後の活用計画」、
「地元企業等との連携等計画の有無」、食品表示法等の「関連法令に基づく適正な表示
方法を計画しているか」等も具体的に記入してください。

（注2）団体による申請を行う場合は、推薦書（第2号様式）が必要となります。

（注3）申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行います。審査期間中、必要に応じ
記載以外の追加説明資料の提出を求める場合があります。

（注4）審査の結果、事業の一部または全部が不採択になる場合があります。

（注5）提出書類や追加提出資料は返却しません。

(3) 提出期間

令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）※必着とします

(4) 提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県 観光交流局 県産品振興戦略課内

Fukurumカード推進協議会事務局 フクラム基金担当

(5) インターネットによる案内

本募集要領及び各様式等は、下記ウェブサイトからダウンロードできますので御利用く
ださい。

「Fukurumカード」推進協議会ホームページ <http://fukurum.jp/>

検索ワードは、フクラムカード

7 審査結果通知について

審査の結果は、令和5年7月下旬までに電子メール等で通知する予定です。

8 今後の流れ（予定）

項目	期間
募集期間（交付申請書提出）	令和5年6月1日（木）～6月30日（金）
審査・結果通知	令和5年7月上旬～下旬
交付決定、事業実施	令和5年7月下旬～令和6年1月末日
実績報告書類提出期限	令和6年2月29日（木）
補助金交付	令和6年3月中

（注）上記スケジュールは変更する場合があります。

9 その他

採択された団体には、以下2点をお願いすることとなります。

- ・ 成果発表会・商品販売会への参加
- ・ 活動状況や商品等成果物などの写真・動画の提供（広報等に使用いたしますので、予め当該生徒からの同意取得をお願いいたします）

10 本事業に関する問い合わせ先

株式会社日専連ライフサービス（担当：大沼）

電 話：024-961-9261

E-mail：fukurum@nissenren-sendai.or.jp

補助対象経費一覧

経費区分	内 容
旅 費	業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料の実費 対象外：自動車の燃料費、交通系 I Cカードのチャージ代等
報償費	技術習得のために、講師に依頼した場合の講師に対する謝金等
需用費	消耗品費、印刷費、光熱水費（電気料、水道料、ガス料等） パッケージ作成、商品開発に係るサンプル品の原材料費 対象外：使用目的が証明できないコピー代等や物品
役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料（品質検査、各種証明手数料、 クリーニング代等） 対象外：振込手数料、租税公課（印紙、証紙）、通話料、保険料等
委託料	専門的な業務を他の者に委託して実施させた場合の経費 （例：商品開発に係る加工業務、ホームページ作成業務等）
使用料及び賃借料	賃借料（自動車、備品、機械等の借り上げ料、施設使用料） 高速道路利用料金（ETC利用の場合は利用明細が必要）、駐車料金
負担金	展示会やイベント出展料

※ 上記経費のうち、業務の執行に当たり必要なもののみ対象となります。

※ 実績の確認が必要な経費（按分できない経費）や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び収益が生じる経費などは、補助対象外となる可能性がありますので留意願います。